

委員会再任された 教育委員さま



鹿嶋 金衛 さん

2月定例議会において、
教育委員会委員に再任され
ました。

埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワーク システム「とねっと」に参加しませんか

「とねっと」は、地域の限られた医療資源を効率的、効果的に活用して、市民の皆さんが安心できる医療を提供するため、地域の病院、診療所、画像診断施設や臨床検査施設などを通信回線で結び、患者さんの情報を共有するシステムです。

利根保健医療圏（久喜市・行田市・加須市・羽生市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）内の医師会や自治体、保健所等で構成する協議会で管理・運用しています。既に、医療圏内で1万人を超える方が参加しています。◆「とねっと」に参加すると

①医療情報の共有
大きな病院と診療所の両方を受診する場合、診療所で病院の検査結果や薬の処方内容を見ることが出来ます。

※システムに参加している医療機関の間で共有されます。

②救急への活用

かかりつけ医カートを携帯していると、救急隊員が必要な情報を取得でき、迅速な処置や搬送に役立ちます。

③健康管理への活用

パソコンやスマートフォンで、自分の記録（体重、血圧など）を継続して登録することで、健康管理に役立てられます。

手続き方法 健康医療課または各保健センターに、本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）を持参し、申請してください。費用は無料です。※服薬中の方は、お薬手帳も持参してください。

問合せ 健康医療課地域医療係（内線3423）

土地区画整理事業の 事業計画書変更の縦覧について

土地区画整理法第39条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業の事業計画書変更の縦覧を行います。

縦覧期間 7月10日(水)～24日

年金コラム

国民年金保険料の 免除・納付猶予制度

●免除制度

第1号被保険者（農業、自営業者など）で所得が少なく、保険料を納めるのが困難な方に対し、保険料の全額または一部を免除することが出来る制度です。

免除は、市民課、各総合支所市民課または、春日部年金事務所へ免除申請を行い、日本年金機構が承認した場合に限られます。承認される基準は、申請者本人とその配偶者・世帯主の所得（前年）が、定められた所得額を超えていないことです。

手続きに必要なもの 年金手帳、印鑑、雇用保険受給資格証または離職票（失業による

(水) 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日を除く。

縦覧場所 都市計画課産業基盤推進室

意見書の提出 事業計画変更
に、利害関係のある人は意見書を提出することができます。

提出期限 8月8日(木) 必着

特例申請をする方のみ、所得証明書（平成25年1月2日以降久喜市に転入された方のみ）

※前年の所得が申告されていない方は申請できません。

免除期間の取り扱い

免除期間は、受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除の方は、免除後の納付額を納めないと受給資格期間に算入されません。

●納付猶予制度

30歳未満の方で国民年金保険料の納付が困難な方に対し、保険料全額の納付を猶予することが出来る制度です。

7月1日から平成26年6月30日までの免除は、7月1日(月)から申請できます。申請は毎年必要です。

※前年に全額免除された方で、引き続き免除を希望する旨の届け出をした方は必要ありません。

問合せ 市民課市民係（内線2663）／各総合支所市民課（菖蒲・内線121／栗橋・内線215／鷲宮・内線126）／春日部年金事務所 ☎048・737・7112

免除の対象となる所得の目安

世帯員数	全額免除	一部免除		
		3/4免除	半免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

免除の期間

7月1日から平成26年6月30日までの免除は、7月1日(月)から申請できます。

申請は毎年必要です。

※前年に全額免除された方で、引き続き免除を希望する旨の届け出をした方は必要ありません。